

令和元年度 第3回 国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時	令和元年7月30日（火）19時00分から21時00分まで	
開催場所	国立市役所3階 第3会議室	
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 小林理人（国立市立小中学校校長会） 小澤崇文（国立市私立幼稚園協会） 北村 基（東京都立第五商業高等学校） 吉田 順（国立市私立保育園園長会） 中里 敦（公益財団法人東京YMCA） 前田 彩（市民）
	事務局	馬橋利行（事業団設立準備担当部長） 松葉 篤（子ども家庭部長） 川島慶之（児童青少年課長） 山本俊彰（子育て支援課長） 清水 周（施策推進担当課長） 野島三可（児童青少年課 児童・青少年係）
欠席委員	堀井雅道（国土舘大学） 佐藤絹子（日本放送協会学園高等学校） 佐藤昌文（市民）	
議 事	（1）「地域子ども・子育て支援事業（10事業分）」の分析の再報告について （2）次回「第4回 国立市子ども総合計画審議会」の内容等の説明	
傍聴人の数	0名	
配付資料	会次第 資料No.1-1 （1）利用者支援事業 資料No.1-2 （2）地域子育て支援拠点事業 資料No.1-3 （3）妊婦健康診査 資料No.1-4 （4）こんにちは赤ちゃん訪問事業 資料No.1-5 （6）ショートステイ事業 資料No.1-6 （7）ファミリー・サポート・センター 資料No.1-7 （10）病児・病後児保育事業 資料No.1-8 （11）学童保育所 資料No.1-9 （12）実費徴収に伴う補足給付事業 資料No.1-10 （13）多様な主体の参入促進事業 （12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 <質疑・回答>	

【会長】 それでは定刻となりましたので、これより令和元年度第3回の国立市子ども総合計画審議会を開催いたします。

委員の皆様につきましては、6名の出席をいただいております。これは国立市子ども総合計画審議会条例第8条第2項で、会議は委員及び議案に関係ある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができないとなっておりますが、以上のとおり、本日は定足数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは、早速、始めていきたいと思いますが、本日は大変暑い中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

本日も、議題がたくさんありますので、早速、資料確認のほうに入っていきたいと思いますが、事務局より、よろしく願いいたします。

【事務局】 では、資料の確認をさせていただきます。

机上に資料を置かせていただいておりますが、1枚目の次第をご覧ください。次第の下の方に配付資料を記載させていただいております。資料No.1-1から1-10、A4の横書きのものになります。それとは別に一番最後、A4縦書きで、(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業<質疑・回答>という資料がございます。

全部で11枚になりますが、過不足等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、資料の確認、以上とさせていただきます。

【会長】 それでは、次第に沿って、進めさせていただきますが、大体今日は8時50分ぐらいを目途に進めていきたいと思いますが。

前回の審議会では、子ども・子育て支援事業の10個ぐらいの事業について、現状と課題についてご議論いただきましたので、今回は、前回の現状と課題についての話し合いを踏まえて、実際にニーズ調査に基づく具体的な設置箇所数とか利用者推計などについての確認の議論と、あとは令和2年度以降の各事業の方向性について、ご議論いただくということにしていきたいと思いますが。

それで、事業がたくさんありますので、1つずつ議論していきたいと思いますが、1つ報告いただきまして、その後、いろいろご質問とかご意見をいただければというふうに思います。

それでは、本日、担当係長は出席しておりませんが、各事業の課長が同席しておりますので、委員の皆様につきましては、忌憚のないご意見、ご質問をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料等の説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】 では順番に、(1)から、資料No.1-1から進めさせていただきます。まず右側の中央のほうに、“国の手引きより”という数を記載してございます。こちらについては、株式会社名豊よりご説明いただきます。その後に、この事業の今後の方向性について、担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

では、(1)利用者支援事業より、よろしく願いいたします。

【株式会社 名豊】 株式会社名豊の糸魚川といいます。本日、よろしく願いいたします。

それではまず、利用者支援事業のほうです。国手引きという形で書かれておりますが、昨年度実施していますニーズ調査に基づいて、国のほうでは、それぞれの事業別に算定式というものが、国の手引きが出ておりますので、まず、この国の手引きのほうに出ますと、どのような量の見込みが出てくるのかというところの報告をさせていただきたいと思いますが。

まず1つ目の利用者支援事業でございますが、今の、現行のこちらの計画のほうには、利用者支援事業ということで、53ページ目に計画は記載されております。こちらのほうにつきましては、特に量見込みというところが、この利用者支援事業につきましては、されておきませんが、国の手引きでいきますと、箇所数を明記していく必要性がありますので、令和2年度から令和6年度で1カ所ということで、国の手引きのほうで実施箇所数を入れております。

【施策推進担当課長】 ありがとうございます。それに基づいて、では課長のほうで。

【子育て支援課長】 子育て支援課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

利用者支援事業につきましては、前回の審議会でご議論いただきましたが、国立市では、子ども・子育て総合相談窓口、くにたち子育てサポート窓口、通称くにサポといったものを平成29年度より設置し、その中で、この利用者支援事業を展開しております。

今後の方向性です。令和2年度から令和6年度までの方向性につきましては、前回、ご説明させていただきましたが、子育て世代包括支援センターを令和2年度に向けて実施する方向で、国立市は検討しております。まずはそこに向けて、くにサポの機能というものを改めて整理していくというところで、今、検討を進めているところでございます。

以上です。

【会長】 そうしましたら、今回はこんな感じで、1つ1つの事業ごとに説明をしていく形になります。最初に名豊さんから説明いただいた国の手引きに基づく実施箇所数ですけれども、これは多分、全国一律の国の手引きに基づいて、それぞれの自治体で何カ所設置するんですかみたいな形で出して、結果的には東京都に報告をするのでしたっけ。

【施策推進担当課長】 はい、そのとおりでございます。

【会長】 東京都に報告するというので、共通した基準で、1カ所にするか、何カ所にするかというのを出していくものということになってくると思います。

それに対して、先ほど山本さんからご説明いただいた部分は、1カ所設置するとしたら、それを利用者支援事業として、どういうものとして国立市では設置して、運用していくのかというその中身に関わる話になってくるかなというふうに思います。

それでは、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

利用者支援事業として一番中心的な相談窓口を1カ所設置するというのは、それほど議論の余地がないかもしれませんが、それを国立市としてどういう形で具体化していくのかみたいなどころですが、今のお話ですと、くにサポを子育て世代包括支援センターという形に、少し再構築して設置していくというお話でした。

どうでしょうか。

【委員】 今、くにサポとして名前をつけたのが、今度、子育て世代包括支援センターという名前にかわるということですね。

【子育て支援課長】 そうです。

【委員】 ようやく、くにサポは浸透してきたころなのかなって。

【子育て支援課長】 すみません。名称を子育て世代包括支援センターにするというわけではなくて、機能として、子ども総合相談窓口といった機能も含みながら、子育て世代包括支援センターという、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を構築するといった組織に改めて、組みかえていくという形なので、くにサポという名前を変更するということは、今のところは考えてないところです。

【委員】 そうなんですか。わかりました。ありがとうございます。

【会長】 それで、ここの下の四角に書いていく方向性というのは、前の計画ですと、確保方策の考え方というところに該当させることになるんですかね。

【施策推進担当課長】 そういうことになります。

【会長】 あるいは、もう少し細かく書いていくとか、わかりやすく書いていくとか、そういった部分を少し。

【施策推進担当課長】 いろいろな事業が、それぞれの事業の位置づけが、利用者支援事業の場合は市内に1カ所という形で、まあ、いいだろうということであったり、それからまた国立市としては今、既にくにサポがあって、そこにさらに機能拡充をした形で、国が示しているところの子育て世代包括支援センターにしていくという形なので、十分充足できるような形ではあるんですが、ほかの事業の場合だと、数字上の問題だけではなくて、エリアの課題といったこともございますので、そういった部分について、この方向性についてという部分で、確保策の考え方のような形で表現をしていくのが、最終的にはなるかなというふうに考えております。

【会長】 そうですか。いかがでしょうか。

【委員】 子ども家庭支援センターが、同じ区分に……。

【子育て支援課長】 はい。子ども家庭支援センターにつきましては、今、保健センターの斜め向かいにありますけれども、令和4年度に矢川プラスが矢川都営のところにできるのに伴いまして、子ども家庭支援センターの機能につきましては、本庁に移すという計画になっています。で、今のくにサポと、子家センとをくっつける形になりまして、さらに子育て世代包括支援センター機能を強化していくというような計画になっておりますので、しばらくは、くにサポと子ども家庭支援センターが併存するような形になるんですけれども、令和4年度に合わせるような形、本庁移転にあわせて展開していくような形を今、計画しています。

【会長】 何かこう、ぱっと説明を聞いて、さっとわかる感じではないという感じですね。

それで、おそらくその利用者支援事業の中身として、子育て世代包括支援センターというものに置きかえて設置していくということになるわけですね。

【子育て支援課長】 そうです。子育て世代包括支援センターの機能の一つに、利用者支援事業というのがありますので。

【会長】 に、入れていくと。

【子育て支援課長】 はい。

【会長】 それで、前回の課題としては、くにサポ以外に、ふくふくとか、あとは地域包括支援センターとか、いろんなことが併存していて、利用者にとっては、わかりづらい状態になっているとか。

【子育て支援課長】 そうですね。

【会長】 そういった部分もあったわけですが、そうすると今、吉田委員がご質問いただいた部分、子育て世代包括支援センターを新たに設置して、機能強化を図っていくという部分は、よくわかるんですが、ほかのいろいろあって分かりづらいという部分をどうしていくのかみたいなのは、ほかで議論する形になるんですか。

【子育て支援課長】 そうですね。並行して、議論はしていきたいなというふうに思っています。総合相談窓口が今、会長おっしゃっていただいたように、市役所の中で、ふくふく窓口が福祉の総合相談窓口です。私のところのくにサポが、子ども総合相談窓口という形になっています。地域包括支

援センターのほうが、高齢者の方を中心とした総合相談窓口という形になっております。吉田委員、今おっしゃっていただいたように、子ども家庭支援センターは、もともと子ども・子育て家庭の総合相談機能というのがありますので、子どもに関する相談機能というのを、令和4年度になってはしまわうんですけども、令和4年度に子ども家庭支援センターの機能を本庁に持ってくることによって、本庁で子ども家庭の相談機能を集約するような形を今、検討しています。

さらに、そのふくふくとか地域包括の関係については、今後、改めて検討・議論はしていきたいとふうに考えております。

【会長】 ということ、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、何か気づいた点がありましたら、後でも構いませんので。

それでは、2つ目の事業に行きたいと思いますが、2つ目の地域子育て支援拠点事業について、ご説明をよろしくをお願いします。

【株式会社 名豊】 それでは、地域子育て支援拠点事業ですが、こちら、国のほうの手引きで算出した利用者推計ということで、5万1,785という数字からスタートしているわけですが、矢印のほうに、どのような設問で、こちらの数字が出ているのかということも、ちょっとご確認いただきたいと思います。

こちらの緑のアンケート、ニーズ調査報告書のほうでいきますと、50ページに、こちらのほうに該当の設問があります。地域子育て支援拠点事業ということで、ひろば事業の利用状況、そして51ページには、ひろば事業の利用希望というようなところ、今現在利用していないが、回数を増やしたい人。利用していないが、利用したい方、こういった方々のアンケート調査が、ニーズ調査があるわけですが、こちらのほうの調査結果を、手引きのほうに基づいて算定すると、5万1,785ということで、これは年間の延べ人数という形になりますので、実人数の方から何回利用した。この年間で出した数字になっているわけですが、

今回、5万1,785という数字が出ておりますが、こちらのシートの左下のほうに、現在の利用状況というところが書かれていると思います。ここで、子育てひろば、カンガルーひろば、つちのこひろばということで、30年の合計で1万5,778という数字が出ていますので、現状の利用状況からいきますと、かなり乖離した数字が出ているかと思えます。このところで、国立市利用者推計名豊案ということで、当社で案を出せてもらっております。この5万1,785という数字の中に、実際に定期的に教育・保育を利用している方であったり、病後やフルタイムの方、更にはパートタイムでも働いている方といった方々も、このニーズ量に載っている形になっております。この方々をニーズ量から省くという数字を出しますと、1万4,182という数字が出ておりますので、実際には教育・保育を利用している方、さらには働いている方につきましては、このひろば事業につきましては、利用する想定が見込まれないのではないかとということで、ニーズ量から外した数字で、利用者推計として出させてもらっております。

【子育て支援課長】 私のほうから、地域子育て支援拠点事業の今後の方向性といったところをご説明させていただきます。

こちら以前、審議会のほうでご議論いただきましたが、やはり子育てひろば事業、地域子育て支援拠点事業につきましては、地域偏在というものがあるということが、国立市としての課題だと考えております。もともと国立市の南部のほうに子育て支援拠点、子育てひろばがないというのがございましたので、その点につきましては平成30年度から、つちのこひろばといったものを委託事業で

開始しているところです。

その偏在の中で申し上げますと、国立駅前ですね。東といった地域のほうに、なかなかそういった子育てひろばのようなものが、ないというのもございまして、計画の中では、国立市の駅前の南口の公共施設といったものの中に、子育てひろばというものを整備していくという計画、うちとしてはございます。まずはそこについて、今後も、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、今後、国立市、小学校の建て替えというのが次々行われる予定になっております。直近では国立第二小学校です。西にございます第二小学校の建て替えというのが、令和4年度というところで、行われる予定になっております。

小学校の建て替えに際しまして、公共施設の複合化といったものを検討しております。具体的には、福祉館ですね。コミュニティ施設のような機能とか、あと学童保育所のような機能を入れ込むことになっているんですが、そうした中に、また子育てひろばとは少し違った形になりますが、乳幼児連れの保護者の方が過ごせるような空間ですね。乳幼児ルームのようなものを、タイムシェアというような形で整備していくというような計画もございますので、今後、小学校の建て替えに際しては、そういったものも検討していきたいというふうに考えておりますので、先ほどの国立駅前の南口複合公共施設に加えて、小学校といった公共施設の中での子育てひろばのようなものの展開も、あわせて検討していきたいというふうに考えております。

以上になります。

【会長】 ありがとうございます。今のご説明ですと、国の手引きに沿ったニーズ調査結果が、現状とはかなり、多い年間延べ人数という形で出てきたので、このひろば事業に関しては、在宅で子育てしている家庭の親子が利用するという特徴がありますので、定期的な教育・保育利用者に関しては、おそらく利用しないだろうということで、それを除いた利用者推計として、1万4,000人ぐらいの修正案が示されたということになります。また、つちのこひろばが設置されたり、今後、国立駅前とか小学校建て替えに応じて、また、ひろばなどを設置していく可能性があるというようなお話でした。

いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございましたら。どうぞ。

【委員】 30年度の合計人数1万5,000人というのが今、出ているじゃないですか。そこからすると、ちょっと人数が減っているんですけど、国立市としては、この利用者数は増やしたい方向でということなんですよ。

【子育て支援課長】 はい。

【委員】 多分、パートタイムの親も抜いているというようなお話だったんですけど、パートタイムの人を入れると、どうなるというのは出されていない。

【株式会社 名豊】 このタイプBとCの部分を……。

【委員】 省いているんですよ。

【株式会社 名豊】 省かない数字は、ちょっと出したんですけど、かなり高かったんで、ごめんなさい。タイプBとCは省いています。

【委員】 もしこれが、Cを入れたときにどうなるかというのを出示してもらって、比べたときに、1万6,000ぐらいの、何か出ると、パートタイムの人にもちょっとターゲットにして、計画が立てやすいのかなとか思ったんですけど。すみません、ちょっと。

【施策推進担当課長】 今の、基本的には名豊さんのほうから、国の手引きに基づいて出した数字

に対して、一定の係数をかけて、議論の下地になる数字を出していただいている状況で、ここには当然、令和4年に矢川複合公共施設ができて、そこに子育てひろばができますし、また、そこは矢川駅に近いところなので、当然、利用促進を図っていきますので、その部分を加味した形の数字は、私たちのほうで設定をしなきゃいけないなというふうには考えています。

あと同時に、国立市の中では今、子ども家庭支援センターは富士見台三丁目のところにありますけれども、ちょっとそこだと遠いから、立川に行っていますとか府中に行っていますという方たちがいるように、今後、矢川複合公共施設の場合は、市外から来る方も増える可能性はあるのかなというふうには考えています。

ただ、今回のニーズ調査は、あくまでも国立市内でのお子さんの推計というのを、これぐらい増えていくだろう。これぐらい減っていくだろうという推計から算出して、数字を出しているの、それをただ計算として載せた場合には、現状1万5,778人の利用に比べると、少ない数字が出てしまっているという状態なので、そこは今、委員さんもお指摘いただいたような形で、係数をちょっと上乘せした形というのは、ただやみくもに数字を載せるという意味ではなくて、根拠のある数字の載せ方をして、目標推計値というのを出していく必要があるかなというふうには思っています。ありがとうございます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

今、前田委員がお話いただいたように、現状の利用者の数字があって、計画値がそれよりも少ない率で設定してしまうと、利用者を絞っていくのかなみたいな感じに受け取られてしまいますので、今、事務局よりご説明のあった、新たに設置すると、何年度にどのくらい増加を見込んでいくのか。或いは、質の問題なんかも課題で語られていますので、例えば子育てひろばとかカンガルーひろばの責任者が、そのあたりを、これこれこういうふうに改善して、あと1,000人増やすとか何か、そういう改善案みたいなものが示されれば、さらに上乘せしていくみたいな感じになって行くわけですよ。他にいかがですか。

【子育て支援課長】 すみません。補足で、子ども家庭支援センターの子育てひろばにつきましては、令和4年度の、先ほどもちょっとお話しさせていただいた矢川プラスが建設されるタイミングで、矢川プラスの中に子ども家庭支援センターの機能を移す計画になっております。そうしますと、今、現行のひろばよりも、かなり面積としては大きくなりますし、利用していただけるような形のものを今、考えておりますので、利用者数としては、今の子ども家庭支援センターのひろば部分よりも、その部分が、まず増えるかなというふうには見込んでいるところです。

以上です。

【会長】 あと、このつちのこひろばの平成30年というのは、1年間の数なんですか。それとも数カ月。

【施策推進担当課長】 8月からなので。4カ月はショートしている数字になります。

【会長】 そうすると、その3倍ぐらいは来ているかもしれないと。

【施策推進担当課長】 そうですね。

【会長】 他にいかがでしょうか。

そうしましたら、まだ沢山ありますので、次に行きたいと思います。

それでは、資料No.1-3の妊婦健康診査について、よろしくお願ひします。

【株式会社 名豊】 こちらの妊婦健康診査につきましては、ニーズ調査に基づかないものになりますので、数字のほうですが、利用者推計、国の手引きのほうでは、横ばいにしております。国の手引きでいきますと、健診の延べ件数という形で掲載するような形になっています。具体的な算出方法については示されておられませんので、今回、案として出させてもらっておりますのが、ゼロ歳の出生数の見込み、こちらに全14回という形で掛け合わせて、数値のほうを出しているという形になっています。

以上になります。

【子育て支援課長】 妊婦健康診査につきましては、前回の計画でも、いわゆる見込み、確保方策としては予測しているというところなので、質の向上に努めているというふうにさせていただいているところです。

前回もご説明させていただきましたとおり、今、妊婦全数面接というのをさせていただいております。妊娠して妊娠届を出していただいたときに、母子手帳を交付させていただく際に、保健師が全ての妊婦さんと面談をさせていただいているという事業を行っております。その中で、この妊婦健康診査に必要な受診券というのを渡しておりますので、まずはそこを丁寧に今後も実施させていただきたいというふうに考えております。

その中で、いわゆる駆け込み出産のような形で、なかなか妊婦健診を受診されない中で、出産間近になられるという方も、年に1~2件ではございますけれども、現にございますので、そういったときにも確実な対応というのは、していきたいというふうに考えておりますので、市内には、もちろん産婦人科さんしか分娩の取り扱い機関ございませんが、それ以外にも近隣市で分娩のほうを取り扱っていただいている医療機関がございますので、そういったところとの連携というのを、今も連携をさせていただいているところですが、今後も、そこを確実にいながら、支援のほうに取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。それでは、こちらの妊婦健康診査に関しては、いかがでしょうか。何でも構いませんけれども、いかがですか。

【施策推進担当課長】 事務局が聞くのも変なんですけど、14回というのは、都とか国のホームページ、厚労省のホームページよりもあるんですが、14回というのは十分な数なのか。それとも何か、かなり多いほうなのか。

【委員】 すみません。ちょうどいいというか。1人目はちょうど終わりました。2人目は1枚余って、みたいな。1枚余るか、ぎりぎりか。3人目も多分、ぴったりぐらいだったので。よほど予定日を超過しなければ、ちょうどいいぐらいだと思います。

【会長】 ちょうどいいというのは、どういう意味なのでしょう。

【委員】 14回使い切るという部分で。14回目に、これが最後の券なので、そろそろ産みたいですとあって、ちょっと刺激してもらったりとかしてという感じだったので。15枚あると、安心は安心ですけど、でも、14枚で足りている人が、ほとんどなんじゃないかなという。あとは多分、母子手帳をもらうタイミングもあると思うので。母子手帳を早くにもらい過ぎちゃうと、足りなくなっちゃう人もいると思うんですけど。あと逆に、気づくのが遅くてという人は、14枚もらっても、病院で使い切れないと思うんですけど。大体この8週というか、6週、7週ぐらいで、母子手帳をもらうというのが、きちんとできていれば、14枚あればいいんじゃないかなと思います。

【施策推進担当課長】 わかりました。ありがとうございます。

【委員】 いいえ、すみません。

【会長】 前回の計画、現計画に関しては、左側の3行目に「今後は質の向上等に努めていきます」なんていうふうに示されているわけですが、その「質の向上」という部分が、駆け込みの人への確実な対応とか、それが新たな取り組みという感じなんですか。

【子育て支援課長】 はい。あとは妊婦全数面接をさせていただいた中で、要支援というか、少し心配な妊婦さんに関しては、この時点から支援というのをさせていただいておりますので、そういった方に関しては、健診状況みたいなのところも、医療機関と情報交換しながら、もし、あまり妊婦健診に行かれていないようであれば、保健師のほうから働きかけるということもできますので、そういったところもやっていきたいと思えます。

【会長】 よろしいでしょうか。いかがですか。いいですか。

では続きまして、資料No.1-4のこんにちは赤ちゃん訪問事業について、ご説明をお願いします。

【株式会社 名豊】 こちらのほうにつきましては、案としまして、539からスタートした数字になっております。こちらは、単純な説明になりますが、出生数で見込みをしております。

以上になります。

【子育て支援課長】 こちらの乳幼児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業ですけれども、今、ご説明いただいたとおり、出生されたお子さんについては、新生児訪問とこんにちは赤ちゃん事業をあわせて、必ず訪問させていただくという形で今、実施させていただいております。実施率につきましては、新生児訪問を含めまして、約98%ということで、ほぼほぼ訪問させていただいているところでございます。

ですので、今後は未受診、訪問ができていない方につきまして、健診の機会を捉えるなどしながら、確実にそのお子さんの様子、状況というのを確認するというのを、まず徹底していきたいと考えております。また、訪問する際なんですけれども、当然、お子さんの発育状況などを確認させていただくのもそうなんですけど、お母さんの、子育てに関するお悩みとか状況といったところも確認させていただきたいと思っておりますので、国立市は令和2年度から産後うつですね。産後ケアの事業というのを始めさせていただきたいというふうに考えておりますので、そういった事業ともあわせながら、このこんにちは赤ちゃん訪問事業、新生児訪問事業のほうを実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。こちらはもう出生数そのものということで、数は示されていますけれども、こんにちは赤ちゃん訪問事業における実施上の工夫も含めて、述べていただきましたがいかがでしょうか。

【委員】 ちょっと質問でいいですか。新生児訪問というのは、どこの市もやっていることなんですか。

【子育て支援課長】 そうですね。子ども・子育て支援事業の中にも入っているので、どこの市もやっております。

【委員】 わかりました。この前もちょっとお話ししたんですけど、自分でいつがいいです、みたいなを書いて、郵送するじゃないですか。それを例えば出生届を出したときに、そこで予約じゃないですけど、話、いつがいいですかとか聞いてもらうとかということが、可能なのかなのかとい

う。

【子育て支援課長】　うちでいうと、市民課で出生届を出していただいたときに、ということですね。

【委員】　例えば来週とか再来週とかどうですかみたいに言ってもらえると、漏れがないのかなとか思ったんです。

【子育て支援課長】　そうですね。今、出生通知票というのを、それこそ妊婦面談のときに渡していて……。

【委員】　もらいました。

【子育て支援課長】　そうですね。生まれたときに出示してくださいという形になっていますので、それだと、出されない方というのも、中にいらっしゃるので。

【委員】　そこで予約までは行かなくても、例えばそこで、新生児訪問の紙ありますとか、出示してくださいねとか、何か2週間以内に出生届を出しに行かなきゃいけないから、そこで、何か一言言ってもらえたり、アプローチがあると、漏れがなかったりとか、ご主人が来ることもあると思うんですけど、そのときにも、奥さんに言うておいてくださいとかといってもらえると、いいのかなということちょっと思いました。

【子育て支援課長】　ありがとうございます。ちょっと市民課のほうと今後、まずは検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【会長】　他に、いかがでしょうか。前回、出たかもしれませんが、こんにちは赤ちゃん訪問を実施する相談員についてですけれども、これは何人ぐらいいるんですか。こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問相談員の方ですけれども、これは。

【子育て支援課長】　何名ぐらいということですか。

【会長】　ええ。委託している……。

【子育て支援課長】　そうですね。委託の助産師さんとか保健師さんに行っていたいでいるんですけれども、すみません。詳しい数がないんですけれども、十何名の方と契約をさせていただいています。

【会長】　そうですね。そうするとかなり、このこんにちは赤ちゃん訪問事業で注意して見ていく点などについては、かなり共有して学んでからいくみたいな。

【子育て支援課長】　はい。

【会長】　そうですね。

【子育て支援課長】　訪問に行っていたいただいた方と、あとの地区担当の保健師のほうで、情報共有等をさせていただいて。もし、気になるようなお子さんとかお母様がいらっしゃれば、地区担当の保健師と一緒にいくこともございますし、あとでまた地区担当の保健師が出ていくということもしておりますので。

すみません。補足なんですけれども、先ほどの産後ケア事業というものを令和2年度から始めさせていただくということをちょっとお話しさせていただいたんですけれども、まず、産後ケアといったところで今、各市とも力を入れ始めているところです。ゆりかご面接、妊婦全数面接を始めて、産まれる前からの支援というものを展開していく中で、産まれる前もちろんそうなんですけれども、産まれた後のいわゆる産後うつのようなものが、最近増えてきているという傾向がございますので、まずそこについて、国立市も取り組みを始めたいというふうに考えております。

産後ケア事業については、類型としてはいわゆる訪問ですね。いわゆる助産師とか保健師のほうで、ご自宅を訪問するアウトリーチ型の支援というものが一つと、産婦さんですね。産まれた後に、お母様のほうが少し休息のような形で、病院のほうに通っていただくデイケア型の支援というものがございいます。さらに宿泊型ですね。お子さんと一緒に、お子さんと別ではなくて、お子さんと一緒に宿泊していただいて、少し体と心を休めていただくような宿泊型の支援というもの、この3つございいますので、今ここについて、国立市、内野産婦人科さんございいますので、まず内野産婦人科さんをご相談をさせていただいている中、別途、また近隣の国立市、市内に助産院さんがございませぬので、近隣の助産院さんとも今、ご相談をさまざまさせていただいているところです。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。例えば父親に対するアプローチみたいなことは、何かなかったですか。

【施策推進担当課長】 父親に対する？

【会長】 父親に対して、何かアプローチする機会みたいな……。

【子育て支援課長】 父親ですか。

【会長】 ええ。

【子育て支援課長】 お父様に関しては、産まれる前に……

【会長】 結構、協力を……。

【子育て支援課長】 産まれる前に両親学級というのがございいますので。

【会長】 そうですか。

【子育て支援課長】 そこを今、お父様と一緒に来ていただいて、よくやる沐浴指導とか、そういったところの今お話ししていただいているところ、産まれた後も、支援が必要と思われる産婦さん、保護者の方に関しては、お母様だけではなくて、お父様と面談をさせていただくような機会を持たせていただいております。やはり産後うつすべての原因ではないんですけども、最近よくワンオペ育児といったところが、原因としてすごく多いというのが、やはりあります。妊婦全数面接の中でも、産まれた後にサポートを受けられる体制はありますか。どなたか助けてくれる方はいますかといったアンケートをさせていただくんですけども、そこに、誰もいませんという方がいた場合には、そこはやはり支援が必要だろうということで、今、取り組みをさせていただいておりますので、旦那さんがいらっしゃっても、なかなか支援が受けられないという方については、旦那さんともちょっとお話しするような機会を設けて、子育てに関してのお話というのも今、させていただいているところです。

【会長】 そうですか。ありがとうございます。

【子育て支援課長】 すみません。逆にご質問で申しわけないんですけども、私のほうから。吉田委員とか前田委員のほうで、何か産後ケアというものを来年度から国立で行っていく予定なんですけれども、こういったものが、先ほどの3類型以外に何かもしあれば、ぜひご意見いただけたらなというふうに思います。

【委員】 思ったのが、可能かどうかは別としては、何か思ったときに、LINEで誰かに聞けるとか、やっぱりそれが一番かなという。電話はハードルが高くて、メールだと、届いているのかとか見てもらえているのかというのが、わからなくて。あれなんですけど。今、LINEがすごいので。

【子育て支援課長】 なるほどですね。

【委員】 何かあったときに、私なんかはちょっと、友人のお母さんが小児科の先生やっていたので、その人とつながらせてもらって、何かあったときに、この湿疹、大丈夫ですかとか、大したこと

じゃないんだけど、ちょっと聞きたいというときに聞けたのは、すごいありがたかったので、何かそういうのが上手くできないかなというのは、ちょっと今、聞いていて思いました。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。いわゆるSNSを使ったような形のご相談というのが、別の案件なんですけれども、東京都が虐待の関係でLINE相談というのを始めます。10月から始める形なんですけれども。そういった形で、おっしゃるようにLINEというのが、すごくツールとして今、浸透しているのはありますので。それを国立市が独自で行けるかということはあるんですけども、何かそういった形のご相談していただきやすいような体制というのを考えていきたいなと思います。

【委員】 何か、いつでも電話していいからねって言ってもらえるだけでも違うと思うので。例えば新生児訪問ときに支援センターに、何かあったら、大したことじゃなくても電話してね、とかって一言言ってもらえると、もしかしたら、ヘルプを求める人がいるかもしれないなとは思っています。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。

【委員】 ありがとうございます。

【子育て支援課長】 吉田委員も何か。

【委員】 電話もまああれなんですけど、そういう方って、ちょっと何か遠慮がちだから、まじめ過ぎるから、ちょっとうつになってしまうというか、そういう傾向があるような気がするので、そういう気軽にとというか、LINEとかそういうのだったら少し、電話番号を押して、待っていて、出なかったらとかいうのよりかは、もしかしたら、もうちょっと気軽に相談ができるのかなという気はしますね。

親御さんに対しても気を使っている方もいらっしゃると思うので、反対にそういう第三者の人のほうが、もう少し気軽にできるという所もあるかもしれないですし。年齢は大体どれぐらい対象としていますか。お子さんが大体何歳ぐらいの妊婦の対象に、決めてない。

【子育て支援課長】 産後ケアですか。

【委員】 はい。

【子育て支援課長】 大体、産まれてから2週間ぐらいが一番、危険といいますが、産後うつが一番起こしやすいというふうに言われていますので、産まれてから2週間ぐらいから半年ぐらいのところ、まずは対象の方をというふうに、今はそう思っているところですね。まだ決まってはいないところです。

【委員】 何か新生児訪問に行かれて、わかるものですか。わかるものですかというと、あれなんですけど。

【子育て支援課長】 そうですね。委託をお願いしている助産師さん、保健師さん、かなり長く経験していただいている方が多いので、経験してくる中で、ちょっとこの妊婦さん…

【委員】 行って話をして、ちょっと危ないかなとか、心配だなというのは、上がってくるものですか。

【子育て支援課長】 上がってきます。一番やはり、産まれた後って、もちろんそうなんですけれども、先ほどからお話ししている妊婦全数面接で、産まれる前から、やっぱりアンケートとかの中で、心配になるようなことがある方がいらっしゃいますので、そういった方に関しては、もうこちらからアプローチをどんどんして行って、何かあれば、先ほどおっしゃっていただいたようにご相談をということで、今お話しさせていただいているところです。

取り組みとして、議員さんからのご提案だったんですけど、妊婦全数面接の中で、地区担当の保健師が今、うち5名いるんですけども、顔写真で紹介するというのをやっています、保健センターで、あなたの担当はの方ですということで、お名前と顔でちょっと今、保健師の紹介していますので、つながりやすくような状況には今、させていただいているということです。

【委員】 ありがとうございます。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。

【会長】 面接するときは、何かアセスメントシートみたいなものにチェックをしていったりとか。

【子育て支援課長】 そうですね。

【会長】 何かに残して。

【子育て支援課長】 アンケートに残して、あとは、答えていただいて、それに対してアセスメントシートという感じですね。

【会長】 それで、この後に多分、さっきのひろばにつながっていくと思うんですが、ひろばの場合は、一番小さい子だと、どのくらいの子を連れて、ひろばに行かれるんですか。

【子育て支援課長】 もうほんとに、いつ来てもいただいてもというか、ゼロ歳の頃から。

【会長】 もう数カ月とか。

【子育て支援課長】 そうですね。数カ月の子も、もちろんいらっしゃいます。

【会長】 そういう情報なんかは、こういうタイミングでお伝えしたりというのは。

【子育て支援課長】 新生児訪問でお伝えすることもありますし、ゆりかご面接、妊婦全数面接の中で、市の子育て支援サービスの一覧というもの、子育てサポートブックというものを渡しています……。

【会長】 その中に入っているんですか。

【子育て支援課長】 その中で簡単なご説明をさせていただいているので、子ども家庭支援センターというものとひろばというののご紹介は、そこでもさせていただいています。

【会長】 はい。ありがとうございました。他には、いかがでしょうか。

それでは、次の資料No.1-5のショートステイのほうに行きたいと思いますが、それではまず説明をお願いいたします。

【株式会社 名豊】 こちらのほう、ニーズ調査結果で利用見込みのほうを算定しております。緑の冊子のほうの60ページ目にある説明になります。この1年間に、保護者の用事等で子どもを泊まりがけで家族以外に預けたことがありますかということで、ここの「あった」という方の右のグラフのほうの2つ目の選択肢、ショートステイ事業を利用した方。その下で、仕方なく子どもだけで留守番をさせた方、ここの部分を国の手引きのほうでは、利用者推計としてするように書かれています。ここの部分で数値を出したものが、263からスタートした数字になっています。こちらの数字ですが、先ほどの設問のほうを見ただきましても、ほぼ実人数的な人数になっています。延べ人数という、回数が質問しておりませんので、そういったところからしますと、今の実数の部分で、利用者数というところが左の真ん中あたりの表にあります。100前後の数字が上がっていますが、こちらは延べ件数というところの数値でしたので、ちょっとこちらの資料のほうには上がっておりませんが、実人数がどれくらいなのかというところを再度調べてみました。平成30年度の直近のほうのデータでいきますと、実人数が18人という数字が上がっておりまして、ほぼその前の年等を見ても、大体20人前後で推移しておりまして、実人数としては20人前後の中で、今回、利用者推

計をすると、263という数字で、かなり乖離が出ている数字が出ておりますので、この中でちょっと修正案としまして、平成30年度の利用率で算出するという形で、18人という数字で、推計しております。

以上で説明のほう、終わります。

【子育て支援課長】 ショートステイ事業につきましては、子ども家庭支援センターのほうで、子育て支援施策の一貫として行っております。市内にあります児童養護施設、生長の家神の国寮さんに委託をさせていただいております。おひさまという名称で今、事業を実施しております。

当初、宿泊のみの利用でしたので、なかなか利用者数が伸びないといったことはありましたが、今、トワイライトステイですね。日帰り型というものを始めまして、利用者数はかなり伸びてきているというものでございます。

今後の方向性につきましては、今申し上げたように、利用者数が増えきているということもございまして、今、お借りしている場所というのが、かなり手狭になってきているというのもございますので、まずは場所の確保というところを検討していきたいというふうに考えております。

また、先ほどちょっとお話しさせていただいた産後ケアの中でもございましたが、母子一体型のショートステイといったものも、産後ケアの実施の中で、改めて検討していきたいというふうに考えておりますので、現状の子どもショートステイの拡充といったところも、新たな母子一体型のショートステイといったところについても、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。そうしますと、これは国の手引きによるニーズ調査は、とりあえず置いておいて、実際に平成30年度の利用率で算出したというところなんです。ただ、いろいろ利用状況も増えてきている状況であったり、今後、新しい母子一体型のショートステイなどの導入を少し考えているというお話でしたけれども、いかがでしょう。ご意見、ご質問等ございましたら。

【委員】 母子一体型というのは、どういう形ですか。

【子育て支援課長】 今、子どもショートステイの実施させていただいておりますけれども、一応2歳からのご利用ということになっていきますので、ゼロ歳・1歳のお子さんをもし何らかの事情で、お預けしたいというときには、乳児院といったところにお預けするような形になってしまいます。乳児院というのが、決して悪いところでは全くなくて、ケア、確実に受けられるところはあるんですけれども、やはり児童相談所などに委託をして、預けている形になりますので、かなりハードルが高かったりということもございますので、そういったところを少しでも解消して、預けやすいような形をまずとれないかといったところで、ゼロ・1歳のお子さんを単独で預けるというところは勿論そうなんですけれども、ゼロ歳・1歳のお子さんだけを預けるって、なかなか難しいところもありますので、であれば、お母様とご一緒に宿泊という形で、ケアが受けられるような母子一体型のショートステイといったものを、産後ケア事業の中で、まずは検討させていただきたいなど。

お子さんと一緒に宿泊していただいた中で、お母さんに関しては、ちょっとお休みをいただいて、お子さんに関しては、産婦人科になるか、助産院になるかということなんなんですけれども、そこで、お子さんについては見ていただくというような形のケアが、提供できないかというのも、ちょっと検討しているといったところでございます。

【委員】 それは主に小さい赤ちゃんだけですか。

【子育て支援課長】 そうですね。大きいお子さんになってくると、今は、別々にさせて、子ども

ショートステイという形、2歳以上のお子さんに関しては、別々という形で、お預かりさせていただいているところです。

何かあるんですか、その大きいお子さんで……。

【委員】 いや、利用しているご家庭があるんですが、行きたくないと。

【子育て支援課長】 お子さんが。

【委員】 はい。聞いたんですけど、行きたくないという形になっていて。利用できなくなっているというので、母子一体も、お母さんが疲れるから、分かれてあれているんですが。家にいると、親子別でいるというの、ちょっとどうなっているんだろうなというのがあるから、大きい子でも、母子一体でもばらばらに過ごしたりできれば、いいようなご家庭もあるかなと、ちょっと思ったので。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。吉田委員がおっしゃるとおりで、大きいお子さんでも、お母さんと一緒にそういったケアが受けられたほうが良いというご家庭も、我々、支援している中でもございますので、まずは小さいお子さんに関しての母子一体型というのを検討したいと思っておりますが、今いただいたご意見も参考に、いわゆる幼児さんの母子一体型のショートステイといったものも、あわせて検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【会長】 そうすると、ゼロ歳・1歳児の場合には、産婦人科にショートステイするんですか。母子一体。

【子育て支援課長】 産婦人科さんか、助産院さんか、そういったいわゆるお子さんのケアが受けられるようなところ、お母さんのケアとお子さんのケアとやられるところですね。そちらのほうでの実施というのを、来年度に向けて検討させていただきたいなと。

【会長】 受け入れる場所的に大丈夫なんでしょうか……。

【子育て支援課長】 体制としてですか。

【会長】 体制として。

【子育て支援課長】 そうですね。そのところを今、実際に内野産婦人科さんとか助産院さんと、いろいろご相談させていただいているところです。やはり宿泊となると、夜間の体制をどう確保するかというのが、課題として医院さんのほうも、おありになるみたいなので、できる部分とできない部分というのが、おありになるということは実際伺っていますので、可能性といったところを今後、検討させていただきたいなというふうに思っております。

【会長】 吉田委員がおっしゃっていた、もう少し大きい子どもになると、母子生活支援施設みたいなものがあればいいということですが、ない中で、どういう……。

【子育て支援課長】 国立市は、市内にはご存じのとおり、ないですけども、児童養護施設、先ほども、おひさまがございますし、あとは近隣市にも、今おっしゃっていただいたような母子生活支援施設というのがございますので、実際に母子生活支援施設に、そういった母子一体型のショートステイ事業のようなものを委託している市もございますので、そういった部分も含めて、検討はしてまいりたいと思います。

【会長】 はい。他にいかがでしょうか。

そうしますと、利用者推計についても、今の案ですと、18名ということにはなっていますが、少し、今後の計画によっては、ちょっと修正していく可能性があるということ。

【子育て支援課長】 はい。

【会長】 それでは、先に進んで、また後で気づいた点がありましたら、ご意見いただければと思

います。

では続きまして、資料1-6のファミリー・サポート・センターについて、お願いします。

【株式会社 名豊】 こちらのファミリー・サポート・センターのニーズ調査結果に基づく推計をしております。緑の冊子でいきますと、64ページと70ページの結果になっています。平日の放課後の過ごし方ということで、64ページでは、小学校低学年の放課後の過ごし方の希望、ここにファミリー・サポート・センター事業があります。70ページ目のほうには、小学校高学年の放課後の過ごし方の希望ということで、ファミリー・サポート・センター事業があります。

この設問を見ていただきましても分かるんですが、小学生の放課後の過ごし方ということで、ニーズを聞いておりますので、こちらのシートの利用者推計のこの数字というのは、対象は小学生を対象とした数字ということで、利用者推計が出ております。4,815という数字になっております。

なお、左の表のほうにあります活動件数で、平成29年度には3,514件という数があるわけですが、こちらは小学生のみならず、就学前の方の活動件数も入っている形になっています。所管課のほうに聞いたところ、それぞれの小学生と就学前という内訳は、実数はとっていないというような形になりますが、おおむね小学生の利用としては3分の1程度、1,100ぐらいで利用されているという形で伺っておりますので、その数字から見ますと、今、国の手引きのほうで出ています4,815というのは、非常に大きな数字が出ているというような形になっています。

今回、修正案という形で出させてもらっているのが、平成27年度から30年度の最大利用率で、算出しておりますが、こちらの3,623という数字につきましては、今現在の活動件数をもとに算出しておりますので、今後、こちらにつきましては小学生の利用者のほうで再度、検討するというような形で、ここ、ちょっと修正していくというような形で、一旦、27年から30年度の最大利用率で算出した数字を、こちらのほうには載せております。

以上で、説明のほうを終わります。

【子育て支援課長】 ファミリー・サポート・センター事業につきましては、今後の方向性としては、まず課題としてはあるんですが、支援会員の方がなかなか増えていかないといった現状がございますので、支援会員の確保といったところを今後も続けさせていただきたいというふうに思っております。またマッチングですね。利用会員さんと支援会員さんのほうを事前の面談とか、利用される前の事前の調整というのがありますが、そこがなかなか煩雑で、利用に結びつかないといった点がございますので、こういった点について、もう少し快適にできるかといったところを含めて、検討させていただきたいというふうに考えております。

また、利用料金につきましては、減免制度といったものは現状ございませんので、こちらについても、財政的な部分ございますが、少し検討させていただきたいというふうに思っております。

後、事業周知に関しましては、内容ですね。これまでは、利用会員さんのご自宅だけのお預かりという形だったんですけれども、現在は、支援会員さんのお宅でのお預かりというのも、できるようになっているといったところについて、まだまだご存じない方もいらっしゃるということもございますので、その制度周知などをまた徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。こちらに関しては、制度をさらに有効に活用していただくための体制の改善みたいなのも含めて、今後の方向性ということで、お話しいただきましたけれども、いかがでしょうか。何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

いかがでしょうか。現在の73名の支援会員さんですけれども、年齢層はどのぐらいの方なんですか。

【子育て支援課長】 確かな数字ではないですけれども、基本的には、年齢層は高い方が。子育てが落ちつかれて、ほかの方のお手伝いもというふうに考えていただいている方に、支援会員さんになっていただいていますので。支援会員さん、わずかではあります、増え続けている中で、支援会員さんの募集など、私も関わらせていただいたんですけれども、年齢層としては、高い方になっていただいている形ですね。

【会長】 これまでいろいろ、子育て支援のいろんな話が出てきている中で、そういう子育てを経験した人が、今度はまた支援会員に回るみたいな循環型みたいな形になっていくと、いいのかなというように思います。

【子育て支援課長】 そうですね。形としては、すごくいいのかなというふうに思っております。子育てを経験された方で、少し子育てが落ちつかれて、お時間できた方が、地域の子育て家庭、今、子育てしてらっしゃる方のお手伝いをしていただけるという形なので、制度としても、流れとしても、すごくいいと思っはいるんですけれども、利用会員さんに比べて、支援会員さんが増えていかないという現状は、やはりありますので、今さまざま声かけなんかもさせていいただいているんですけれども、今後も確保ということについては進めていきたいというふうに考えております。

【会長】 いかがでしょうか。何かありますか。

【委員】 すみません。マッチングというのは、住んでいる場所だったり、あと生活のリズムとかでなんだと思うんですけど、合う合わないとかというのは、一回やってみて、例えば合うとなったら、この人の大丈夫な日にできるだけお願いしますとなったり、逆に合わないなとなるときに、違う人をお願いしますというようなことはできるんですか。

【子育て支援課長】 そうですね。コーディネーターというのが子ども家庭支援センターにありますので、事前に面談というのをさせていただいて、おっしゃるように、利用されたい時間帯と支援できる時間帯が合う方と、お住まいの近くの方でというのをこちらでマッチングさせていただいて、実際に事前の面談をさせていただいて、利用していただくんですけれども、やはり利用していただく中で、ちょっとお時間がなかなか合わないとか、近いんですけれども、ちょっとみたいなお話があれば、そこはまた改めて、こちらで調整をさせていただいているというような形です。

【会長】 よろしいでしょうか。それでは、続きまして、資料1-7の病児・病後児保育事業について、お願いします。

【株式会社 名豊】 こちらの事業のほうも、ニーズ調査結果に基づく利用者推計をしております。緑の冊子のほうでいきますと、37ページ目の設問になっております。病気やけがで、通常の教育・保育事業が利用できなかったことがありましたかということで、あったという方のうち、どのように対処しましたかというところで、ここの真ん中あたりにあります病児・病後児の保育を利用した方と、その2つ下になりますが、仕方なく子どもだけで留守番をさせた方、ここの部分をまず拾いまして、さらに46ページ目の、先ほど父親と母親が休んだ方のうち、病児・病後児の保育施設が利用できれば利用したいですかということで、利用したいという方、この方をニーズとして拾った数値が、こちらのほうの国手引きの6,752という数字が出ております。

今、実績のほうを見てみますと、684という数字が、平成30年度で、あります。現状のこの数字と比べると、乖離があるというような状況になっております。先ほどの国手引きのほうでいきまし

でも、父親母親で休んだ方で、そういう施設があれば利用したいといった方々のニーズの中に入っているということで、こういったところで非常に数値が大きく出ているのではないかと思います。

こちらのほうで、修正案ということで、こういった方々のうち、緊急時に親族、友人に見てもらえる方、こういった部分をほかの設問で聞いておりますので、こういった方々を除くという数値を出してみると、令和2年度で1,813という数値からスタートしております。一旦、修正案として、この数字を出させていただきます。

以上で説明を終わります。

【児童青少年課長】 それでは、病児・病後児保育事業の今後の方向性につきまして、お話をさせていただきます。児童青少年課長の川島でございます。よろしくお願いいたします。

病児・病後児保育事業につきましては現在、国立駅前で1カ所、やらせていただいているところですが、感染症の流行期等については、やはり定員が埋まってしまっている状況がございますので、整備していく必要があるということで考えてございます。

以前にも、中央線沿線以外で、矢川駅周辺で少しお話があったところではございますが、最終的に設置には至らなかったというところがございます。設置については難航している状況がございます。ただ、ニーズのほうございますので、今後、引き続き2カ所目の開設・設置につきまして、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。これまでの事業もそうですけれども、結構、ニーズ調査との乖離がすごく大きく出ていて、病児・病後児保育も、今のご説明ですと、実際に利用した方と、できれば利用したいといっている人を足したものと実績が、かなりかけ離れているということだったわけですけれども、それで、実績、実際には緊急時に親族、友人に見てもらう人を除くということで、現状の実績に近づけたというような、そういった形での補正ということでした。

こちらの事業については、いかがでしょうか。前回、少し議論したかもしれませんが、病児・病後児保育事業の利用している方と、実際に利用したい方として出てきているこの数字に即した形で、もし病児・病後児保育事業を増やすということになると、過剰供給になってしまう可能性はありますか。

【児童青少年課長】 流行期じゃない時期については、埋まっていないという部分もございますので。ただ、やはりこの事業としては、流行期、そこで保護者の方を少し救っていくという側面がございますので、そこは流行期のところでみると、やはり足りていないというのがございますので、児童青少年課としては2カ所目を整備していきたいというふうに考えてございます。

【委員】 質問なんですけど、利用者数が少ない日があるわけじゃないですか。そういうときに、スタッフの方は勤務なんですよ。どういう感じになっているのか。勤務はされているんですよ。

【児童青少年課長】 勤務はしているような状況だとは思いますが。

【委員】 誰も来ていないけれども、看護師さんがいらっしゃってという日もあるという。

【児童青少年課長】 そうですね。そういう日はあるかと思えます。

【子ども家庭部長】 そこがやっぱりちょっと病児・病後児の課題であって、保険的な意味があるので、開けて確保しておきたい。そうすると、人を常時やっぱり置いておかなきゃいけないというのが……。

【委員】 人件費がかなり……。

【子ども家庭部長】 はい。があって、いつもお話ししているのは、全国的に見ると、90%以上

は保育所型で、医療型というのは少ないんですね。医療型だと、要は病院と連携をしているので、お医者さんとか看護師さんが、わりと確保しやすい状況ですけど、保育所型、いわゆる社会福祉法人さんとかですが、病児・病後児を併設でやろうとすると、新たにその人件費、また人を確保しなければいけないので、そうすると、なかなかやっぱり事業が進みづらいというようなところがあるのは事実なので、こちらでお声がけをしても、なかなか手挙げをするところがないというのが、やっぱり実情ではあります。

【委員】 今、つくしんぼは……。

【子ども家庭部長】 病院型、いわゆる医療……。

【委員】 隣に。

【子ども家庭部長】 はい。三多摩医療法人さんが、隣に病院、建てて、病院やって、朝からそこで、先生が来て、診てもらおうというような形をとっています。

【委員】 難しいですね。

【子ども家庭部長】 多分、看護師さんを1人、年間で確保すると、どのくらいかかるんでしょう。専門職で、かつ、大きく見ていくと、高齢のほうをやっている看護師さんって、多いんですよ。病院にいて高齢者を見ていたりとか、デイホームとかお年寄りを見ている人は多いんですけども、子どもを専門に見ている人というのが少ないので、そこを確保していくのが難しく、且つ、その人を専従で置いておくとなると、それなりの人件費を常に払わなければいけないので。

【業団設立準備担当部長】 保育園併設の場合には、保育園は看護師さんがいるんですけども、その方とか保育士さんは、やっぱり支援やちょっと補う程度、昼休み、ローテーションがちょっとほしいとか、その程度で、やっぱり専従的な看護師さんなり保育士さんは必要になってくると思いますね。ある程度、病児・病後児保育に関しては。

【委員】 インフルエンザとかが流行る時期には手厚く、人数をちょっと増やして、逆に、あまり流行っていない時期には減らすというようなことはできるんですか。

【児童青少年課長】 多分、流行時期も、年によって、ずれたりするんで、そこを読むというのも、なかなか難しいかな……。

【子ども家庭部長】 増やす減らすというのは、人、子ども受け入れの数ですかね。

【委員】 そう……。

【子ども家庭部長】 ただ、でもやっぱり保育所と同じ、多分、基準の平米があると思うんですよ。1人当たり、どのくらいかみたいなのがあると思いますので。

【業団設立準備担当部長】 あと何か流行でも、一見、インフルエンザとかそういうイメージなんですけれども、実をいうと、感染症とかって、その月で、年によって……。

【委員】 わからない。

【業団設立準備担当部長】 全然違うんですよ。

【委員】 手足口病。

【業団設立準備担当部長】 だから、何月は大体5名ぐらいでいいだろうとか、そういう予想がなかなか難しくて。

【委員】 なかなか難しいですね。

【子ども家庭部長】 今なんか多分、手足口病がね。

【委員】 すごいですよね。

【子ども家庭部長】 流行っていますのでね。

【委員】 園によっても違うので。

【委員】 違いますよね。

【委員】 この園ではすごく流行っている病気があるけど、この園では何もないというと、その園の子ばかり来ているとか、そういうのもあったりして。何々ちゃんに会ったよ。何々ちゃんに会ったよみたいな。なので、市内の中でも、こう、

【委員】 ばらつきがあるんですね。ありがとうございます。

【会長】 これ、病児保育事業と病後児保育事業、実際は異なると思うんですが、これ、一緒にやる、書く感じになるんですか。

【児童青少年課長】 場合によっては、人の確保の関係で、病後児だけだとか、そういった可能性もあるかとは……。急性期を除いて、やっぱり治った後も、しばらく保育園に行けなかったりということは、インフルエンザなんかで、しばらく行けなかったりというのがあるんで、どちらかということ、やっぱりそちらのほうが、ニーズとしてはあるのかなというところもあるので、それは、場合によっては病後児保育だけということも、可能性としては、なくはないかなと考えております。

【会長】 病後児保育なんかですと、保育所なんかで、国立市の場合は病後児保育というのは、ないんですね。

他にいかがでしょうか。それでは次に行きたいと思いますが、資料No.1－8の学童保育所について、お願いします。

【株式会社 名豊】 こちらのほうも、ニーズ調査結果に基づくものになっております。64ページ目と70ページという形になります。こちら、先ほども見ていただきましたファミリー・サポート・センター事業のときに、アンケート報告を見ていただきました。平日の放課後の過ごし方ということで、64ページ目が、低学年の希望。こちらの真ん中あたりに学童保育所というところがあるかと思えます。そして、70ページ目のほうについては、高学年の放課後の過ごし方の希望ということで、学童保育所という形で上がっております。

こちらの希望に基づくところで、利用者推計をしますと、令和2年度で1,091という数字が出ています。こちら、左下の表を見ていただきますと、実績よりも少し高いというような形になっています。これも一つの修正案ということで、高学年についてそれぞれ、低学年もなんですが、それぞれ日数を聞く形の設問があります。こちら、生活の場というところで、学童保育所が利用されるかと思えます。そういったところで一つの条件として、高学年の利用希望が週2日以下をまず外させていただくという形で、数字を出しましたところ、利用者推計、令和2年度で898というところから、推計数値が出ております。

以上で説明のほうを終わります。

【施策推進担当課長】 学童保育所については、施策推進担当課長の清水のほうから説明させていただきます。

国立市は、児童福祉法の改正を受けまして、平成30年度から、小学校8校のうちの半分を、学童保育では小学校6年生まで受け入れを開始して、今年度から全ての8校の学校の小学校6年生のお子さんまでが、学童保育所に通えるような状況にしました。

ただし、説明にもありましたように、養育に当たれないご家庭にかわりまして、学童保育で受け入れられるという形でございますので、ご両親がお仕事であったり、介護であったり、そういったことによ

って養育に当たれないということが条件になりますので、1年生のお子さんでも6年生のお子さんでも、月間14日以上のお勤めがあって、午後2時以降も勤めているとか、そういった条件がございませぬ。ですので、ここで今、補正をかけていただいたのは、高学年の児童クラブ利用希望が週2日以下というふうになっておりますけれども、低学年を抱えるご家庭でも、週2日以下の場合、学童保育は利用できないという形になりますので、実際の利用者の推計は、もう少し下がるのかなというふうには、この条件においてでいえば、あるかと思ひます。

現在、国立市では、条件を充足して、希望する家庭については、全て学童保育で受け入れをして、全入の方針をして、受け入れをさせていただいておりますので、待機児童は基本的にはございませぬ。その待機児童を出さないためには、国のほうからも基準が設けられまして、市としても条例をもってやっておりますので、1人のお子さんに対して、1.65平米の面積を確保するという事になっております。この面積を確保するために、学校の教室を放課後に一時的、臨時的にお借りするという形で、保育空間の確保をさせていただいておりますので、今現在、確保提供量としてございませぬけれども、その面積を求めた形での教室の確保ができて、全てのお子さんを受け入れることができるような状況になっております。

ただし、今後の方向性としては、それを維持していくこととなっているんですが、国の方針等も含めて、働くお母さんが増えてきて、両親共働きという状況が増えてきていて、学童保育を求め、ご家庭が非常に多くなって、そういった部分を促進していかないといけないという部分はございませぬ。

面積については、学校のご協力をいただいておりますので、面積の確保はできて、子どもに人数に応じて指導員を、保育士さんを確保しないといけないという状況があります。ですので、無尽蔵に増やして、いけるかという、保育士不足というのが、保育園においても、学童保育においてもありますので、そうした部分について、全ての条件を取り払って受け入れるということが、いまだできない状況にはございませぬ。

ですので、夏休みだけでも受け入れてほしいという声があったり、要件をもう少し緩和してほしいという声もあったり、それについては、今、申し上げたように、教室の広さ、また指導員の確保という課題がございませぬので、現状のままの条件で進んでいくのが、今後の方向性としてもあるかというふうには思っております。

以上でございませぬ。

【会長】 ありがとうございます。国立市の場合には、小学校のご協力を得ながら、面積基準という部分に関する質を下げることなく、待機児童なしということを実現できるという体制を今、つくり上げているということをご説明いただきました。

いかがでしょうか。何かご意見、ご質問等ございませぬか。

【委員】 すみませぬ。ちょっとまとまってないんですけど、夏休みの問題って、今すぐ、ほかのママさんとも話を、自分は仕事を休めない。で、子どもは学童に行っていないから、どうしようって悩んでいる人が凄く多くて、実家に預けるとか、できればいいけれども、それもできなくて、友達に頼るとか、それも結構難航してという話を聞くと、そこがやっぱり課題なのかなと思っております。

府中の知り合いから聞いた話なんですけれども、子どもクラブみたいなのがあって、何か所あるのか分からないんですけど、学校とは別の機関で、登録をしていけば、今日行かせますというのが、無

料でできるという話を聞いて、そんなすばらしい夢のような話があるのかと思ったんですけど。午前、午後で分かれていて、ただ事情によってお昼またぐ場合はお弁当を持たせてくださいというのが。学童だとやっぱり人数が、平米数とか場所とか人員の確保とかというので、各学校で対応しなきゃいけないとか、あとは夏休みだけ人数を増やすというのは、やっぱり難しいというのはすごくわかるので、それが何か別の、学童じゃなくてもいいんですけど、一時保育というのは何かまた別であると思うので、一時保育は、でも幼稚園のあれじゃないですか、小学生でも、それに準ずるといえるか、似たようなものが、できないのかなという。

【施策推進担当課長】 放課後子ども教室とって、学校の校庭や体育館、教室等をお借りして、放課後の子どもの居場所ということで、国立市でも週に2日ではありますけれども、それは学童に登録をしていない、要はご家庭にお母さんがいても、お父さんがいても、養育を受けられる状況があっても、使えるというか、子どもの安心安全な居場所として提供させていただいて、と同じような状況で、夏休みも、平成29年度から夏休みの一定期間、その事業を開いて、子どもたちに来てもらうということをやっています。

昨年度は、ちょっと時期を決めるというよりも、同じ固定した曜日のまま、平日と同じようにやってもらったほうがいいというお声がありましたので、去年から、例えば第一小学校は火曜日と木曜日ですよというのが、平日、1学期、2学期、3学期、決まっているんですが、同じように夏休みも、その火曜日と木曜日で実施するという形を昨年度からとって、今年度も夏休み、実施をしているところです。

【委員】 それは放課後の時間というか。普段だったら、2時半から5時とかじゃないですか。

【施策推進担当課長】 そうですね。

【委員】 その時間、スライドという形で。

【施策推進担当課長】 夏休みについては、午前中とかという形になっています。ただ、ちょっとご利用の状況が、さほど多いわけではないので。それまた、去年は非常に暑かったりとか、早い段階から暑かったりとかで、子どもがあまり外に、保護者も外には出さないとかということがあったりとか、今年度も、ここまでで涼しかったのが急に暑くなったりということもあるからか、あまり子どもたちが外に出ないという状況もあるようなので、利用者が思っているよりは、多くはないというような現状はあります。

ちょっと府中市さんのそれというのが、国立でやっている「ほうかごキッズ」という愛称で呼んでいる放課後子ども教室と同じものなのか……。

【委員】 多分、ちょっと違う気がするんですけど。登録して、何だろうな。ほんとに学童みたいな感じだったんです。

【業団設立準備担当部長】 国立の今言った夏の取り組みは、ある程度、補完するやっぱり今言った学童じゃないですけど、補完するという意味で、調査も含めて少しチャレンジしているんですけど、ただ一方では、放課後子ども教室というのは外、校庭開放が中心なので、なかなか体育館を使ったりとか、図書室も使いたいなんて、いろいろとあるんですけども、学校のいろんな利用状況によって違いますので、まだそこまで、いわゆるそれを補完するような制度になっていないということで。

【委員】 そうですね。

【業団設立準備担当部長】 各市、多分その補完するようなもので、児童クラブみたいなものを

臨時、その期間だけとか、取り組みはちょっとちょっとしているんで、多分、その類いだと思うんですよね。ちょっと調べてみないとわからないと思うんですが。

【委員】 すみません。私もちょっと……。

【業団設立準備担当部長】 ただ、国立市もやっぱり夏のそういう期間のいわゆる預け場所というか、預かっていただく場所というのが……。

【委員】 欲しいですね。

【業団設立準備担当部長】 ないと、欲しいというのは、よく言われますので、それに対しては何か取り組みたいというような。

【委員】 校庭開放の3時間で、働けないじゃないですか。働いている人って、ふだん、校庭開放で、例えばいつも2時半に帰ってくるのが、そのまま学校で残れますよ。4時まで残れますよといったから、学校に行っている時間から3時とか4時とかまで働けるじゃないですか、親としては。だけど、夏休みの間、それが、学校なくて、午前中だけ来てもいいですよと言われても、多分、働いている人からすると、あまりメリットじゃないというか。自分が働きに出るから行っておいでとは言えないので、3時間だけだと。もうちょっと長い時間、開放してもらうなりしないと、働いている人へのアプローチにはならないんじゃないかな。

【業団設立準備担当部長】 高学年は児童館とかというところはあるんですけども、ただ低学年の小さいお子様は、今言ったように学童的なものがないと困ってしまうという……。

【委員】 そうですよ。

【業団設立準備担当部長】 ところがあるんで、その辺が課題……。

【委員】 自由に行っておいでだと、ちょっとやっぱり心配なので。

【業団設立準備担当部長】 働きに合わせたようなところがあるというか、そういうのがニーズがある……。

【委員】 かなあと。

【会長】 学童保育の就労要件には当てはまらないけれども、パートとか入れていらっしゃるような、すき間にいる、方たちへの対策といいますかね。

【委員】 国立に1カ所でも2カ所でも、何か小学校の1・2・3年生ぐらいまでが、夏休みに行かせられる場所があるといいなと。

【施策推進担当課長】 そういう意味でいえば、児童館があるので。児童館はまあ無料ですし、お弁当を持ってきているお子さんとかもいますし、市内3カ所の児童館をご活用いただくというふうにはお願いはしているところですね。子どもたちの安心安全な居場所としては、保護者がお仕事されている方については、学童保育所がございますし、そうではないご家庭の場合は、児童館だけだったんですけども、先ほどの放課後のお教室を夏休みにも延長して実施をするという形で、充足させるような形は、今はとってきているところでございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 他にいかがでしょうか、学童保育。

そうしましたら、次のところに行きたいと思いますが、資料No.1－9の実費徴収に伴う補足給付事業ということで。

【株式会社 名豊】 こちらのほうは、利用者推計はございませんので、説明はありません。

【児童青少年課長】 こちらにつきまして、任意で質問をいただいておりますので、一番後ろに…

...

【会長】 補足資料ですね。

【児童青少年課長】 質疑と回答という形で、資料をつけさせていただいていますので、こちらのほうで今後の方向性につきましても、ちょっとお話をさせていただきます。

こちらにつきましてご質問いただいております、①で、対象者がいないと制度化できないということかということで、ご質問いただいております。こちらにつきましては、特に対象者がいないからといって、制度化できないということではない形となっております。

②、今後も対象者がいないと見込んでいるのかということでございますが、こちらについては、ちょっと方向性を、下に回答という形で書かせていただいておりますので、ちょっとご説明をさせていただきます。

補足給付事業につきましては、今、書かせていただいているような制度となっております。対象者につきましては、生活保護受給世帯等の方という形となっております。対象経費につきましては、①で副食材料費。こちらが、おかず代等ですね。給食費のうちのおかず代等という形になっておりまして、1号認定こどもに係る分、こちら幼稚園等に通っている方という形となります。②の食材料費以外の実費徴収額ということで、日用品とか行事参加費等という形となっております。上限額につきましては、①ひとり月額4,500円。②のところにつきましては、ひとり月額2,500円という形となっております。

現在のこちらの制度につきまして、対象者が現在いないということから、制度化をしていないところでございます。

今後の方向性でございますが、10月以降、無償化等に伴いまして、制度のほうが変更になります。現在の制度でいう①副材料費のところにつきまして、少し変わってきてございまして、対象者につきましては、年収360万円未満相当世代の方、及び全所得階層の第3子以降のお子さんがある世帯が、対象になってきております。こちらにつきましては、今まで生活保護世帯等ということで、対象がいなかったんですが、今後①のところにつきましては今後、幼稚園に在園していることが見込まれるところでございます。対象経費につきましては、先ほどの副材料費のところ対象という形となっております。上限額についても同じ4,500円というところになります。

②のところにつきましては、特に従前と制度変わってございません。

それで、先ほどちょっと対象者が、①の部分についてはいるだろうということで、こちらについては、国立市で10月以降、制度を始めたいというふうに考えてございます。

②の部分は今までと制度は変わっていないんですが、ちょっと理由を書かせていただいておりますので、実施の予定はないところとなっております。

1番につきましては、今まで同様、対象者が見込まれないというところでございます。

2番目のところに書かせていただいておりますが、国立市で現在、幼稚園に通園する保護者に対して、幼稚園の保護者負担軽減補助金というのを支給してございます。この補助金につきましては東京都の制度という形となっておりますが、国立市独自で第1子の方で3,300円。第2子以降の方につきましては、1人当たり3,500円ということで、市のほうでの上乘せの支給をしております。こちら、10月以降について、ちょっとこの金額、この制度についてどうするかということをおと今、幼稚園さんのほうとも少し詰めさせていただいているところではございますが、仮にこの制度が継続となった場合については、東京都と市と合わせまして、月額5,100円以上の補助を支給す

らとなっております。例えばこちら、生活保護世帯の方ですと、東京都のほうの補助金が6,200円出まして、プラス市のほうの上乗せが3,300円出されるような形で、9,500円ぐらい、補助が出せるような形となっております。ですので、補足事業のほうが2,500円という金額でございますので、幼稚園の園児の保護者負担軽減補助金のほうが、金額が大きくなることから、そのところでカバーできるという考え方から、制度化のほうは、②の部分については考えていないところでございます。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ご質問に対する回答についても、お話しいただきましたけれども、こちらの事業に関しては、いかがでしょうか。

【委員】 すみません。これ多分、私が質問させていただいたんですけれども、一番の思いは、こういう人がいないから、しないということじゃなくて、いることを想定して、あらかじめ制度化しておくほうがいいものなのかなということが、ちょっとわからなかったのです。対象者がいないと、できないものなのかどうかというところをちょっと確認ができればということなので、今の説明で、内容としては、わかりました。

【会長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】 質問なんですけど、副食材料費というのは、おかずと言われていたんですけど、これは保育園とかの給食システムとかなんですか。

【児童青少年課長】 考え方としては同じですね。主食と副食という考え方がありまして、主食というのはご飯とか、そういったものを主食代ということで、それ以外のおかず代等につきましては、副食というような考え方。で、幼稚園につきましても、やはりその考え方があるというような、何か補足給付の制度が。

【委員】 給食費って、幼稚園で納めているものは、1食幾らとかじゃないですか。その中の内訳があるということですか。そういうわけではないんですか。

【児童青少年課長】 こちらについては、1号認定に係る部分ですので……。

【委員】 1号認定というのは、保育園ということ？

【児童青少年課長】 幼稚園。

【委員】 幼稚園。

【児童青少年課長】 認定こども園とか、あと新制度で移行している幼稚園さん。制度が27年度で変わってまして、市内でも何園か移行している園があるんですけども、そこはこの考え方が出てくると。

【委員】 なるほど。じゃ、まとめて幾らみたいに払っている幼稚園は、関係ない？

【児童青少年課長】 新制度に移行していないところについては、はい。

【委員】 関係のないと。わかりました。すみません。理由を考えてなくて、すみません。

【会長】 いいえ、他にいかがでしょうか。

それでは、次はようやく最後になりますけれども、資料No.1-10の多様な主体の参入促進事業について、よろしくをお願いします。

【株式会社 名豊】 こちらにつきましても、利用者推計のほうはございません。

【児童青少年課長】 保育のほうでございますが、多様な主体の参入促進事業ということでございますが、現在も新設の際は少しご相談、支援をさせていただいているという状態でございますが、前

回もご説明しているように、①と②の部分について、支援をしていっているよ、というところがございます。

今後につきましても、保育園整備ということが出てきますが、ただ、待機児童も少しご報告をさせていただきますが、現在、0・1・2のところの待機児童が出ているという状況もございますので、0・1・2のところの保育園整備ということで、今後、検討していきたいというふうに考えてございますので、そういったご相談があった場合について、支援をしていきたいというふうに考えてございます。

【施策推進担当課長】 もう一つ、子どもの居場所づくり事業補助金というのを、国立市では、補助金を出すことによって、地域の力を集めて、子どもたちの居場所をつくっていかうということをやっております。民間の一般の方たちが、子どもたちが集まったり、時間を過ごすことができるような空間づくりをしてくださいます。それには当然、その経費がいろいろかかりますので、全額とかということではないんですが、一部の部分について、補助金という形で補助をさせていただいて、運営の足しにしてもらえればなということが、その趣旨になります。

先ほど前田委員さんのほうからも、学童保育だけではなくて、安心して子どもを送り出せるようなというふうにおっしゃっていただきましたが、先ほど申し上げたように、学童保育、また児童館、放課後子ども教室、そして、こういった地域の方たちのお力をおかりしながら、遊べる空間みたいなものを、トータルでバランスをとりながら準備をしていくということで、子どもたちの居場所を確保していきたいというふうに考えているところです。

今後は、そうした子どもたちの居場所づくりというのが、富士見台地域に非常に偏った部分が、現状としてあるものです。国立駅周辺のところに居場所が、あまりないということで、今年度の募集に当たっては、国立駅前での事業を実施する場合に、公共施設なんかをちょっと優先的にお貸しすることができますよみたいなインセンティブをちょっとつけた形で、募集をかけたんですが、そこについては、実施ができるというふうに手を挙げてくださったところがありませんでした。そういった声かけ、宣伝が、少し足りてなかったのかもしれませんが、今後、そういった足りていない空間に、より供給ができるような形を考えて、参入の促進をしていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。大きく分けて2つの、参入促進のための支援事業について、ご説明いただきましたけれども、こちらについては、いかがでしょうか。特にこの居場所づくりに関しては、今後さらに促進してほしい面がありますので、いろいろ工夫をしながら、取り組んでいってほしいと思っています。いかがですか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、一つ一つご説明いただきながら、ご意見いただきてきましたけれども、何か全体を通して少し、話しておきたい部分とかご質問等、もしございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがですか。

それでは、大体予定どおりの時間で進んできていますので、それでは次第の、次回の第4回の国立市子ども総合計画審議会の内容等の説明ということで、事務局より、よろしく願いいたします。

【事務局】 次回第4回の審議会の日程ですが、8月27日の火曜日、時間は今日と同じで、夜の7時から9時となります。場所が、1階の東臨時事務室、東口から入っていただいて、すぐの会議室になりますので、よろしく願いいたします。また後日、書面にて郵送させていただきます。よろしく願いいたします。

今日、審議できなかった4事業分も含めて、次回にご審議いただければと思います。

事務局からは以上です。

【会長】 ありがとうございます。委員の皆さんの任期ということになるんですが、実は都立第五商業高等学校の北村基委員と、市民委員の前田彩委員については、今回の会議が最後ということになりますので、何か一言ずつお願いできればと思いますが、いかがでしょう。北村委員から。

【委員】 お世話になりました。介護事情から1期2年でしたけれども、大変お世話になりまして、ありがとうございます。国立市さんには、学校のほうがボランティア活動で大変お世話になっているものですから、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

【会長】 続いてお願いします。

【委員】 ありがとうございます。この2年間で、第3子妊娠して出産してって、いろいろと国立市で、1人目、2人目とはまた違った、変わっているところを体感しながら関わったので、すごくよかったです。家にいて過ごしていると、こういう時間がないので、すごく身の引き締まる思いというか、スーツを着た皆さんに囲まれて、お話を伺ったりとか、自分の思っていることを話げできたというのは、すごくいい経験になりました。国立市からちょっと、国分寺市のほうに越してしまったので、残念ではあるんですけども、今日で最後になってしましますが、ほんとにお世話になって、ありがとうございます。

【会長】 ぜひ今後とも、よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これで一応、終了ということにしたいと思います。本日は長い時間、ありがとうございました。

— 了 —